

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 9 月 25 日 (木) 13 時 30 分～15 時 00 分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1 階 研修室 1～4

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 田中 恵	3 番 松尾 政敏
4 番 渡邊 稔	5 番 永島 宏行	6 番 川原 浩	7 番 森 計人
8 番 琴浦 清	9 番 森 武敏	10 番 清心由紀美	11 番 森 土雄
12 番 宮脇喜八郎	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉                      書記 坂本 修一                      光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地改良届について                      2 件

5. 議 事

議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 16 号	農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について	1 件
議案第 17 号	農地あっせん申し出について	1 件

6. その他

法令順守の実施について  
農業者年金の加入推進について

事務局長	<p>皆さんこんにちは、定刻となりましたので、9月期の農業委員会総会を始めてまいりたいと思います。まず会長の方からお願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは、今日は場所を変えて、ちょっと雰囲気をかえていただければと思います。とにかく暑い中で、ぼちぼち稲刈りも始まるころがあると思いますけど、忙しい中でお集まりいただきましてありがとうございます。特に天気がいつもと違って異常気象と言いますか、いろいろと気苦労されているところもあると思いますけど、今日は9月期の総会という事でどうぞよろしく願いいたします。それでは座って進めさせていただきます。</p> <p>3番の議事録署名委員の指名についてという事ですけど、9番の森委員それから10番の清心委員の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>4番報告事項、「農地改良届について」ということで2件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地改良等届出書、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。今月は2件あります。まず3ページになります。1件目が中尾郷 1076-1 と 1081 になります。申請者が中尾郷の方です。名義人はお父さんの農地ですが、申請された方は息子さんになります。改良の目的は傾斜を無くす為ということでした。地図が5ページになります。場所がふくだ園さんとかききづ製茶園さんの近くの農地2筆になるんですけど、ご自宅の横の農地になります。次の6、7ページから写真になるんですけど、②番の写真のとこの段差を減らして、上の所の土を均すような感じで平らにするというお話を伺っています。今日の朝から委員さんと会長と局長と一緒に見に行ってきたんですが、特に問題はないだろうという判断をいただきました。もうすでにお茶の木は抜かれた状態になっておりました。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局からの説明があったように午前中に現地確認を回っております。地元委員の森委員、推進委員の藤田委員と一緒に見ていただいておりますので、何か補足とかありましたらお願いしたいんですけど何かありますか。</p> <p>(「何もないです。」との声)</p> <p>ありがとうございます。特に問題はないということで、今盛土法とかが始まって、非常に県の方も厳しい条件をされてきております。今回は問題ないかと思うんですけど、直接本人さんから、県の盛土対策室というところに連絡していただきながら、対応していただくようにはしております。お茶関係の県の担当者にも間に入って話をさせていただいたそうです。ただこの盛土法が決まったばかりで条件が厳しいので、その現状と彼杵の場合の現状とかというのを報告して対策室にも伝えていただければというように考えております。1件目はご質問とかなければ次に進みますけど、よろしいでしょうか。意見もないようですので2件目の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、2件目は八反田郷 2080 他 4 筆あります。この場所は先月の総会で、お父さんから息子さんに経営移譲で農地を渡されるということでしたが、まだ登記の方が終わっていないので、名義人がお父さんになっているんですけど、今後息子さんの方が変わるものとなります。場所の地図が 16 ページになります。場所の説明が難しいんですけど、八反田というか太ノ浦というかのところの場所の農地一帯になります。こちらが次のページに写真を載せているんですけど、枚数が多くて広いところになっています。既に茶の木を抜かれているんですけど、こちらも傾斜がついている部分を均して、作業をしやすくするような改良が出て来ております。こちらも朝から会長達と見に行ってきたんですけど、2点ありまして 16 ページに戻ってもらって場所が 2084 の外側の高い所の土を切って 2082-1 の所に盛るような改良になるんですけど、元々 2080 の隣の農地にはあまり影響がないという事で同意書をもらっていなかったんですけど、こちらを駐車場にするようなことを言われたので、こちらの方の同意書も貰ってもらうように今日お願いをしておりますので、今回同意書は入っておりません。いただくようにしておきます。もう一点が排水についての色々なご意見がありまして、そちらの方を建設課等にも相談する必要があるのではないかというご意見が出ておりました。事務局からは以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ここも森委員、藤田委員一緒に見ていただいております。何か補足とかあったらよろしくお願いいたします。</p>
森（土）委員	<p>11 番森です。これは既に事前着工で私が 8 月 15 日にちょっと農地を見に回っていたら、ちょうど伐根されている状況でありました。それでこれが所有権移転で 7 月に先ほど事務局が言われましたようにあがった頃であります。それが終わらないと申請ができないのではないか、という理由があったわけですけど。周りの畑に迷惑がかかるのでここだけ先にと行ってされていました。早急に申請だけはしてくださいと言うことで、そして今回出していただいたわけでございます。それで 16 ページの写真でございますけど、2082-1 ですこれから下が 1 段低い訳です。排水が大体この 2080、2082-1 の境になります。そこに②番の付近の上の道路、畑から排水が前から流れてきているわけです。結構な量がここは流れてきている所です。それで今までは 5、6 枚の畑があって何とか整っていたわけですが、1 枚にするという事で盛土、切土を 1m に申請があがっております。それでなるべく排水が一か所に流れて下の畑に迷惑がかからないようにしてくださいと、立ち会いの中でお願いをして来たところでございます。何しろ元々ここに排水が流れて来た所でございますので、あまり色々責任追及もできないわけですけど、どうしても改良工事を行えば排水問題があるわけですから十分に注意してくださいとお願いをして来たところでもあります。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。藤田委員どうですか。</p>
藤田委員	<p>はい、現地については、今森委員が言われた内容だと思います。ただ先月もそうだった</p>

事務局	<p>たんですが、現地確認に申請者が出ないというのがちょっと私としてはおかしいのではないかと、先月の申請も本人ではなくお父さんが来て、今回もそうなので申請をあげている方が立ち会わないといけないのではないかと思うんですけどそこら辺はいかがでしょうか。</p> <p>申請の名義が息子さんになって、実質管理というか実務をしているのはお父さんだったりするので、状況がわかる方が来てくださという事でお父さんが来てたりとかもするんですけど、現地立ち会いの時に質問が出てわからないとちょっと立ち会いする意味もなくなってくるんで、でも藤田委員のおっしゃる通りに申請者がいないというのものもあるんですけど。</p>
議長	<p>例えば来た人が責任が持てるかどうか、立ち会いに来た人が家族で親が来た時に受け答えが出来て、その答えた内容に責任が持てるかどうか、責任が持てる方が来てくださみたいな感じの案内文に変えるかどうか。そこら辺をはっきり今後して行ったらいいのかと。農家だからどうしても息子さんが違う行事があって来れなかったりとか、この現地確認の日程というのはこっちの都合で決めていますので、どうしてもそういうことがあると思いますので、そういう責任が持てるかどうかという事で考えたらどうでしょうか。まずはそこらへんでいってみていいでしょうか。</p> <p>今の森委員の方からの説明がありましたように、水路の話もどこに流せと言う指導と言うか、こちらから提案も出来ない状況でしたので、基本その町道を流れてきている水が畑の方に入って来て、町道に流せばいいんじゃないかと話をしていたら、町道が今度先の方で上向きになっているので、町道をずっと流れていくようなスムーズな勾配では無いものですから、私たちが農業委員会として「こうしてくれ」とか「ああしてくれ」とか言えるレベルではないなというのを実際感じて、まず建設課辺りに相談してみてもどうですかという事で、まあ本人がまず努力をされて何かあった時には、やっぱり申請書に書いてある通り責任を本人が取る訳ですから、その中の現況として手伝えることが出来る事があれば、何か一緒になって考えて行かないと思っているわけですけど、パッと地形的に考えた時に下に民家があるんですけど、その民家の方にしか流れて行かないような地形ですので、非常にちょっとどうしてくださというのはい言にくい場所でした。そこらへんは追々ずっと見守りながら行ければと思っております。</p> <p>最初に言われました事前着工となれば、令和4年ぐらいからこう言う改良届の申請を出してもらおうようになって、この事前着工というのがどうしてもあって、これはどうしても仕方がないかなと思いつつ来たんですけど、今お茶に関しては改植事業という事業がありまして3月ぐらいにはもう申請を出してまして、その時に今改植をする人は農業委員会の申請を出してくださいという事で、JAの方にも協力をいただいて、改植をするかしないでその中で切り盛りが1m以上あるかないかというのを書いていただいて、農業委員会の方に提出していただいております。その書類は今までは事務局の方に預かっておったわけでしたけど、今度からは委員の皆さんに全部開示して、</p>

事務局	<p>特に地元の改良届があった時にはちょっと注視して見ていただいたらいいのかなと思いますので、そこら辺を含めて今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>この件に関しまして何かご質問とかありましたら聞きますけど、ないでしょうか。無いようでしたら議事の方に入りたいと思ひます。</p> <p>議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」という事で事務局からの説明をお願いします。</p> <p>はい、資料が 28 ページになります。農地法第 3 条次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) 規定により、意見を決定するため審議を求めます。申請が 1 件あがってきていまして賃貸借権の設定になります。場所が 2 筆とも三根郷 186-1、186-2 登記地目畑、現況地目樹園地になります。2 筆合計 2205 m<sup>2</sup>で貸主の方が川内郷の方、借りの方が嬉野の方で申請事由としては経営規模拡大のためで賃料 1 筆 10,000 円で 2 筆なので 20,000 円になります。期間が 10 年間今日の 9 月 25 日から令和 17 年 9 月 24 日までになります。こちらは最初中間管理機構をして借りるようにしていたんですけど、借りの方が賃料の公社からの引き落としが長崎県の JA の方からしか出来ないという事を公社から言われたそうで、嬉野の方なのでちょっと通帳を持っていないで、振り込みになるので手数料がかかってくると持主さんと話したところ、3 条でいいという事で話がついたので、今回 3 条であがってきております。場所が 29 ページに載せていまして町の工業団地近くの茶畑になります。茶畑 2 筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明していただいた通りに嬉野の方が借りられるということで、私の家の上らへんなんですけど、この近くにもです結構持っておられて、しっかりと管理されているので全然問題ないのかなと思ひます。まずこの件に関しましてご質問とかご意見とかございましたらお受けしますが、何かないでしょうか。何も無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは 3 条の件に関しまして、問題ないと思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思ひます。それでは引き続き議案第 16 号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、次のとおり促進計画案について審議を求めます。今月中間管理事業は 1 件だけになっています。場所が蔵本郷が 5 筆 1647-1、1647-2、1647-3、1647-4、1647-5 で全て登記地目、現況地目とも田になります。作物は水稻です。貸す方が蔵本郷の方で、中間管理機構を通して借りの方が蔵本郷の方、使用賃貸借権の設定になります。期間が 10 年間で令和 7 年 12 月 10 日から令和 17 年 12 月 9 日まで、こちら今の契約が満了に</p>

<p>議長</p>	<p>なるので更新ということです。引き続いて借りるということです。場所が 31 ページに載せています。蔵本の圃場整備地区の田んぼで東彼杵中学校の裏手になります。JR 大村線すぐ横の田んぼ 5 筆の契約です。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明がありましたけど、地元委員さんから補足とかありましたら、更新ですので無いようでしたらそのまま質疑の方に入りたいと思います。何かご質問とかないでしょうか。契約は現物でされているそうなんですけど、中間管理機構の方が現物が表記できないので金額が書いてありません。何かご質問はないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは申請番号 1 番につきまして問題ないと許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思います。それでは議案第 17 条「農地のあっせん申し出について」ということで事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、あっせんが 1 件出ております。下記のとおりあっせん申し出がありましたので、審議願います。1 件の 7 筆で法音寺郷四郎丸前と和田です。すべて田んぼになりました。7 筆合計で 7,361 m<sup>2</sup>で土地です。名義人の方が法音寺郷の方になりました。希望としては貸借です。あっせん理由が高齢で耕作が困難になったためという事で、農業委員会の窓口に娘さんが来られまして、お父さんが高齢になってもう耕作が出来なくなったので誰かいませんかという事で相談がありました。ちょっと娘さんだけでは探さきれないという事だったのであっせんを出してもらいました。場所が 33 ページに載せています。高速道路の高架のすぐ近くの田んぼがまず 3 筆、6-1、20-1、20-2 で残りの田が法音寺郷の集落の方のちょうど国道のカーブの所に 3 筆、73、78-1、78-2 です。32 ページに戻りまして四郎丸前の 3 筆については、今耕作するように話が進んでおります。和田の 4 筆については耕作者が未定なんですけど、娘さんが水路の関係もあるので地元委員さんの意見を聞いたうえで探して欲しいという事でした。先日地元委員の山下委員の方からも事務局に電話がありまして、地元の方とも話してみても耕作する方がいないか探していただける話をいただいております。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今事務局からの説明がございましたけど、3 筆は大体もう決まりつつあるという事では上の方の 4 筆ですね。この件に関しまして地元の山下委員さん何かありませんか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>地区の担当をしております推進委員の山下です。今事務局の方から説明があったように持主さんが春ぐらいまではお元気にされてたんで、一緒に水路関係の仕事をしてお</p>

議長	<p>りましたけど、何か夏場ぐらいから非常に体調が良くないということでこのような次第になったようでございます。一応四郎丸の方は、今ご説明があったような事で請け人の方も見つかったような状態でしたので、法音寺地区の4筆については、一応水路関係の人達ともご相談をいたしまして、一応お二人が5~6年は大体作ってもいいだろうというような事で一応ご承諾を得たような状況でございます。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。残りの4筆の方もお二人の方で決まりそうという事で本当にありがとうございます。後は事務局と会って事務処理をしていただければと思います。よろしく願いいたします。今の件で皆さんからのご質問とか何かないですか。あっせんもなかなかですね、決まりにくいところでそういう風に決まっただけならば非常に助かりもしますし、また荒れ地が残ると周りも非常にご迷惑しますので、地元の委員さんの力が大切だと思いますので今後ともよろしく願いしたいと思います。この件に関しましては終わりたいと思います。</p> <p>これで議事の方は終わります。</p> <p>引き続き6番その他の方に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、まず法令順守の実施についてです。パンフレットを皆さんの机の上に置いています。「信頼される農業委員会であるために」という事で、農業会議の方から通知がありまして、年に1回はこういったコンプライアンスの研修をしてくださいという事で通知が来ていましたので、今回時間を設けています。これに沿って説明をするんですけど、まずコンプライアンス(法令等の遵守)を徹底しようとしてありまして、①番の「コンプライアンス」とは、とあるんですけど、コンプライアンスは法令等の遵守を意味する言葉とされます。法令違反をしないことに加えて、社会的要請に応えること、社会論理とか社会規範、世の中の常識等といった、より広い広範囲の意味として使用されるのが一般的ですとありまして、法律違反をしないだけじゃなくてコンプライアンスを守ってくださいという事が社会規範とかルールですね、法には触れないけどもルールを守っていきましょうというような意味合いですね。農業委員と農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員になっております。農地の許認可業務などに関する職責を果たすためには、法令遵守と同時に高い論理観を持つことが求められます。このリーフレットは、最低限のレベルである法令遵守(法令違反をしないこと)を確実にするためには、どのような点に気を付けるべきなのか、という目線でまとめています。</p> <p>2 ページです。②番法令違反のリスクとその対処という事で、農業委員会には、農地法に基づく農地の売買、貸借の許可など、法令により「許可権限」が与えられています。その適正執行が、結果として法令を遵守することにつながりますという事で、実際にあった法令違反です。委員及び事務局職員は、申請者が取得した農地を無断で転用すると知りながら、農地法上の手続きを進めた。次が農地転用の許可をめぐり、建設会社から現金を受け取った。次に不動産業を営む農業委員が開発しようとする農地を、営農目的と虚偽の許可申請をして取得した。その他に、資料を紛失したとか農業</p>

委員会の会長選挙で現金とかお菓子を渡し投票を依頼した、飲酒運転をしたというのがあります。飛ばしまして3ページ「許可権限」を適切に執行するために、次の3つのポイントを徹底しましょうというのがあります。1番が法律上の審査手続きを確実に踏むという事で、ひとつひとつのステップを確実にという事です。問題なさそうだからOKでいいかという事で進めるのではなくて、現地調査をしたり、意見聴取をしたり、総会の審議、東彼杵は毎月総会で審議をしています。改良とかも現地確認を行いますけど、他の申請も必要に応じて調査をしたりとか、総会でしっかり審議をしましょうとかが書かれています。

2番です。透明性を確保する。情報をオープンに皆で共有という事で、東彼杵町については推進委員の方も毎月総会に参加していただいております。パンフレットの絵に複数人でチェックとあるんですけど、全員で審議を毎月しております。そういった意味でも全員で審議をするという事が大事なのかと思います。

3番です。詳細で正確な記録を残す。プロセスを記録に残すという事で、事務局の方で毎月総会の議事録というのを作成しています。委員の皆さんにもお願いしたいことは、相談があった時は、活動記録簿のノートの方に詳細を記録するようにお願いをしているんですけど、何か地元で相談があったらそういったノートなどに記録を残していただければいいかと思います。

4ページです。③番常に持つべき基本的な考え方という事で、権限を行使する上で、基本は「公正」と「公平」です。「公正」というのは客観的な基準に合致していること。事務処理に透明性があること。世間に説明ができること。「公平」が同一種類の案件には、同一の結論。人や時点によって結論が左右されないことということがあります。あと「善管注意義務」というのがあります。「善良なる管理者の注意義務」の略とあります。「管理者」として、適正な組織、業務運営に力を尽くすべきであり、間違っても個人の都合を優先させてはいけません。「注意義務」とは社会一般に通ずる行動原理。リスクを管理すべき地位にある者は、その地位に応じた注意義務を果たさなければなりません。農業委員会の総会では、農業委員会法に具体的な規定もありますので、注意しましょうというのがあります。第31条です。議事の参与の制限、委員自らに関する事、同居の親族やその配偶者に関する事が、総会や部会の審議事項となる場合には、その委員は議事に参加できません。総会でも委員さんが関わる時の審議は退出していただいているんですけど、こういった関係があるという事です。

第32条会議の公開、総会や部会の会議は公開しなければなりません。傍聴希望者がいる場合は傍聴を妨げることはできません。

第33条議事録です。総会や部会の議事録を作成して、インターネット等で公表しなければなりません。公表期間は3年間です。事務局の方でも作成をしまして町のホームページに公開を实际しております。

5ページです。④番ハラスメントとは。「嫌がらせ」や「いじめ」行為を指すとされています。個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為で、下の段にいきまして農業委員会のハラスメントでは社会的信用に影響する可能性がありますので、未然防止が重要と書かれています。パワハラとかセクハラが実際

どういものですかというのが説明があっています。簡単に言うとパワハラは地位の高い者による「自らの権力や立場を利用した嫌がらせやいじめ」のことです。当てはまりそうなのは6ページですね、総会で他の委員に発言しないよう強いるといったとかそう言ったことが当てはまる内容です。今のセクハラは皆さんはもうご存じかと思うんですけど、性的嫌がらせ「そんなつもりではなかった」と言っても通用しませんという事です。

次に7ページ、⑤番個人情報の取り扱いです。農業委員会は農地台帳や農地の申請書類、営農意向の調査などの多くの個人情報を扱っています。そのため、農業委員会法の第14条と第24条では、農業委員会と農地利用最適化推進委員に「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」という秘密保持義務を課しています。保持すべき秘密の対象としては、農地台帳の公表事項ではない、農地所有者・貸借人などの住所、借賃などの金額、その他職務上知り得た秘密が該当します。次にタブレットの取り扱いにご注意くださいとあります。利用状況調査等で、東彼杵町の農業委員会では、利用状況調査で今タブレットを利用いただいていますけど、業務の効率化が可能となった一方、情報漏洩に十分に注意しましょうという事が記載されています。注意点としては、農業委員会事務局外へ持ち出す場合は紛失に気を付けましょう。家族や親しい人であっても、貸さないようにしましょう。提供元が不明なフリーWi-Fiには接続しないでください。私的な目的で使用したり危険性のあるサイトにアクセスすることはやめましょう。メールの機能がタブレットに入っているんですけど見知らぬ差出人からのメールを安易に開封したり返信してはいけませんということで、今皆さんがご利用いただいているタブレットですけどMDMシステムといって、失くした時に遠隔でロックがかけれる機能などを入れてありますので、もし失くされた場合は、事務局に連絡してもらえれば遠隔でロックをかけれますので、その際は事務局にご一報ください。以前総会で説明したんですけど、東彼杵町農業委員会タブレット端末の取り扱いという事で⑤の上のところで、農地台帳の公表事項ではないものは、聞かれても答えないでくださいという内容なんですけど、右下の黒で囲っている部分の個人情報とはという事で、eMAFF 農地ナビと言いまして、農林水産省のホームページに地図が載っています。地図を押したら農地の情報というのが出るんですけど、これは公開されている情報になります。その情報というのが青の文字で書いている農地の地番とか面積、あと賃貸借権の種類、使用貸借なのか賃貸借なのか、それとも賃貸借権設定がないのかが載っています。後遊休農地なのかどうなのか、農振農用地内なのか、都市計画区域なのかどうなのかが載ってしまして、これ以外は公表されていないので、もし持主とか誰が借りているか聞かれたときは役場に聞いてほしいという事で答えてもらえればと思います。パンフレットに戻りまして最後のページ⑥番選挙運動の注意点です。公職選挙法第136条の2により、「地方公共団体の公務員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできない」とされており、特別職の地方公務員である農業委員と推進委員についても、地位を利用した選挙運動は禁止されています。たとえばという事で、農地法に基づく許可や指導権限などを背景に、農業委員、推進委員が関係者に選挙へ支援や協力を求めること。農業委員会会長や会

	<p>長職務代理者が立場を利用して、他の農業委員、推進委員や事務局職員に対して、投票を勧誘すること。農業委員、推進委員が、戸別訪問等の農業委員会活動の際に、農家に投票を勧誘すること。と言うのが禁止事項にあたるという事です。ちょっと駆け足になりましたけども法令等遵守については以上になります。質問はありませんか。</p>
宮脇委員	<p>12番の宮脇です。この選挙運動の時に毎回問題に挙がってくるのは、この選挙に出る人から推薦委員になってくれないかと、ハガキを各家庭に配る時にハガキの中に推薦委員と書きたいからという依頼があるんですけど、こういうのはどういう風な判断になりますか。ボツになります、OKになりますか。</p>
事務局	<p>ちょっと選管にも確認してしっかり答えられるようにします。</p>
宮脇委員	<p>前回もこれは問題になって、丸く収めるためにはなるべく入らない方がいいだろうと、というような形でやったんですけどまあ、ボツがいいかマルがいいか。また再来年に選挙がありますね、それまでに何かそういう意見をまとめていた方がいいんじゃないかという気がします。せっかくここに出てきたものだから。ちょっと問題点として提案させて頂きました。</p>
事務局	<p>他にないでしょうか。</p>
西坂委員	<p>4ページの32条に「傍聴希望者がいる場合は傍聴を妨げることはできません」となっておりますけど、今日の総会でいえば議事の中の15号、16号、17号は全部個人情報が入っているので、もし傍聴に来られても、ここは全部退席してもらうような対応になりますか。</p>
事務局	<p>ちょっとそれも、傍聴希望が絶対ないということもないので、確認します。他にないでしょうか。ないようなのでこれで終わります。</p>
	<p>6, その他 農業者年金の加入推進について 省略</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

9番

10番